

県内市町村の健全化判断比率等の状況(確報)をお知らせします

平成 21 年 9 月 18 日に暫定値を公表しましたが、この程、確定値並びに長野市、信州新町及び中条村並びに松本市及び波田町の合併に伴う再算定の結果がまとまりましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 4 項の規定により公表します。

※ 暫定値の公表時点より、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった市町村又は会計数に異動はありません。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

- 実質赤字が生じた市町村はありませんでした。このため、実質赤字比率は、すべての市町村において「数値なし」となりました。

(2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字が生じた市町村はありませんでした。このため、連結実質赤字比率は、すべての市町村において「数値なし」となりました。

(3) 実質公債費比率

- 77 市町村の平均は、13.7%でした。
- 1 村が早期健全化基準を上回っています。

区 分	基準を上回る団体
財政再生基準(35%)以上	該当団体なし
早期健全化基準(25%)以上 財政再生基準(35%)未満	王滝村 (32.1%)

(4) 将来負担比率

- 77 市町村の平均は、70.4%で、すべての市町村が、早期健全化基準の 350%を下回りました。

2 公営企業会計に係る資金不足比率

- 県内市町村、広域連合及び一部事務組合(長野県上伊那広域水道用水企業団を除く。)に設けられた公営企業会計(310 会計)のうち、経営健全化基準(20%)を超えた会計はありませんでした。

3 市町村別健全化判断比率の状況

別紙 1

4 公営企業会計別資金不足比率の状況

別紙 2

5 健全化判断比率等の概要

別紙 3

6 暫定値からの変更点

- 健全化判断比率については、長野市、信州新町及び中条村並びに松本市及び波田町の合併に伴い、新団体の比率を再算定しました。
- 精査の結果、1 村の将来負担比率が修正となりました。

総務部市町村課財政係
 (課長)青柳郁生 (担当)室賀荘一郎
 電話：026-235-7066 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2113
 FAX：026-232-2557
 E-mail：s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp

平成20年度決算に基づく健全化判断比率（確定値）

（単位：％）

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
長野市	— (11.25)	— (16.25)	13.8 (25.0)	76.6 (350.0)
松本市	— (11.25)	— (16.25)	9.8 (25.0)	59.6 (350.0)
上田市	— (11.50)	— (16.50)	13.8 (25.0)	137.7 (350.0)
岡谷市	— (13.06)	— (18.06)	10.8 (25.0)	110.6 (350.0)
飯田市	— (12.01)	— (17.01)	13.0 (25.0)	37.4 (350.0)
諏訪市	— (13.15)	— (18.15)	11.2 (25.0)	164.8 (350.0)
須坂市	— (13.08)	— (18.08)	10.5 (25.0)	40.6 (350.0)
小諸市	— (13.34)	— (18.34)	7.5 (25.0)	7.4 (350.0)
伊那市	— (12.53)	— (17.53)	19.5 (25.0)	180.4 (350.0)
駒ヶ根市	— (13.58)	— (18.58)	16.2 (25.0)	180.0 (350.0)
中野市	— (12.98)	— (17.98)	13.0 (25.0)	22.9 (350.0)
大町市	— (13.25)	— (18.25)	19.9 (25.0)	101.9 (350.0)
飯山市	— (13.65)	— (18.65)	18.6 (25.0)	124.8 (350.0)
茅野市	— (12.83)	— (17.83)	11.5 (25.0)	119.3 (350.0)
塩尻市	— (12.68)	— (17.68)	10.2 (25.0)	85.0 (350.0)
佐久市	— (12.06)	— (17.06)	7.8 (25.0)	— (350.0)
千曲市	— (12.76)	— (17.76)	13.5 (25.0)	91.5 (350.0)
東御市	— (13.49)	— (18.49)	16.0 (25.0)	109.4 (350.0)
安曇野市	— (12.17)	— (17.17)	15.0 (25.0)	63.7 (350.0)
小海町	— (15.00)	— (20.00)	15.5 (25.0)	111.6 (350.0)
佐久穂町	— (14.78)	— (19.78)	12.6 (25.0)	65.9 (350.0)
川上村	— (15.00)	— (20.00)	9.6 (25.0)	— (350.0)
南牧村	— (15.00)	— (20.00)	10.0 (25.0)	— (350.0)
南相木村	— (15.00)	— (20.00)	11.8 (25.0)	— (350.0)
北相木村	— (15.00)	— (20.00)	15.2 (25.0)	— (350.0)
軽井沢町	— (13.78)	— (18.78)	1.7 (25.0)	— (350.0)
御代田町	— (15.00)	— (20.00)	9.5 (25.0)	— (350.0)
立科町	— (15.00)	— (20.00)	18.3 (25.0)	18.1 (350.0)
長和町	— (15.00)	— (20.00)	17.6 (25.0)	83.9 (350.0)
青木村	— (15.00)	— (20.00)	16.2 (25.0)	80.4 (350.0)
下諏訪町	— (15.00)	— (20.00)	11.1 (25.0)	92.0 (350.0)
富士見町	— (15.00)	— (20.00)	12.6 (25.0)	68.1 (350.0)
原村	— (15.00)	— (20.00)	13.6 (25.0)	— (350.0)
辰野町	— (14.69)	— (19.69)	18.2 (25.0)	92.5 (350.0)
箕輪町	— (14.43)	— (19.43)	17.3 (25.0)	112.4 (350.0)
飯島町	— (15.00)	— (20.00)	16.4 (25.0)	103.1 (350.0)
南箕輪村	— (15.00)	— (20.00)	12.1 (25.0)	25.1 (350.0)
中川村	— (15.00)	— (20.00)	17.9 (25.0)	47.2 (350.0)
宮田村	— (15.00)	— (20.00)	19.3 (25.0)	145.4 (350.0)
松川町	— (15.00)	— (20.00)	18.4 (25.0)	— (350.0)

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
高 森 町	— (15.00)	— (20.00)	16.5 (25.0)	151.2 (350.0)
阿 南 町	— (15.00)	— (20.00)	14.5 (25.0)	30.2 (350.0)
阿 智 村	— (15.00)	— (20.00)	16.4 (25.0)	19.2 (350.0)
平 谷 村	— (15.00)	— (20.00)	20.2 (25.0)	54.5 (350.0)
根 羽 村	— (15.00)	— (20.00)	22.0 (25.0)	53.0 (350.0)
下 條 村	— (15.00)	— (20.00)	3.5 (25.0)	— (350.0)
売 木 村	— (15.00)	— (20.00)	20.7 (25.0)	93.1 (350.0)
天 龍 村	— (15.00)	— (20.00)	18.8 (25.0)	71.1 (350.0)
泰 阜 村	— (15.00)	— (20.00)	24.0 (25.0)	81.4 (350.0)
喬 木 村	— (15.00)	— (20.00)	13.2 (25.0)	— (350.0)
豊 丘 村	— (15.00)	— (20.00)	12.2 (25.0)	22.2 (350.0)
大 鹿 村	— (15.00)	— (20.00)	20.7 (25.0)	— (350.0)
上 松 町	— (15.00)	— (20.00)	15.1 (25.0)	127.4 (350.0)
南 木 曾 町	— (15.00)	— (20.00)	19.8 (25.0)	166.2 (350.0)
木 曾 町	— (14.09)	— (19.09)	19.5 (25.0)	128.1 (350.0)
木 祖 村	— (15.00)	— (20.00)	13.8 (25.0)	5.0 (350.0)
王 滝 村	— (15.00)	— (20.00)	32.1 (25.0)	172.2 (350.0)
大 桑 村	— (15.00)	— (20.00)	18.7 (25.0)	165.2 (350.0)
麻 績 村	— (15.00)	— (20.00)	17.0 (25.0)	75.5 (350.0)
生 坂 村	— (15.00)	— (20.00)	17.1 (25.0)	93.3 (350.0)
山 形 村	— (15.00)	— (20.00)	14.9 (25.0)	22.1 (350.0)
朝 日 村	— (15.00)	— (20.00)	16.3 (25.0)	84.5 (350.0)
筑 北 村	— (15.00)	— (20.00)	21.6 (25.0)	83.8 (350.0)
池 田 町	— (15.00)	— (20.00)	17.6 (25.0)	64.0 (350.0)
松 川 村	— (15.00)	— (20.00)	10.7 (25.0)	— (350.0)
白 馬 村	— (15.00)	— (20.00)	21.8 (25.0)	82.7 (350.0)
小 谷 村	— (15.00)	— (20.00)	19.9 (25.0)	84.9 (350.0)
坂 城 町	— (15.00)	— (20.00)	19.3 (25.0)	125.3 (350.0)
小 布 施 町	— (15.00)	— (20.00)	18.0 (25.0)	68.2 (350.0)
高 山 村	— (15.00)	— (20.00)	16.2 (25.0)	40.1 (350.0)
山 ノ 内 町	— (15.00)	— (20.00)	21.1 (25.0)	145.5 (350.0)
木 島 平 村	— (15.00)	— (20.00)	20.4 (25.0)	114.1 (350.0)
野 沢 温 泉 村	— (15.00)	— (20.00)	20.3 (25.0)	32.6 (350.0)
信 濃 町	— (15.00)	— (20.00)	18.0 (25.0)	51.3 (350.0)
飯 綱 町	— (15.00)	— (20.00)	17.7 (25.0)	136.1 (350.0)
小 川 村	— (15.00)	— (20.00)	21.9 (25.0)	56.9 (350.0)
栄 村	— (15.00)	— (20.00)	20.0 (25.0)	63.3 (350.0)

※ —は、数値なし（実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額が負の団体）

※ () は、早期健全化の基準

※ 長野市は、新長野市の数値（平成22年1月1日旧信州新町及び旧中条村と合併）

※ 松本市は、新松本市の数値（平成22年3月31日旧波田町と合併）

※ 南箕輪村の将来負担比率は暫定値から変更となった。

(別紙 2)

平成20年度決算に基づく資金不足比率（確定値）

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
長野市	水道事業会計	— (20.00)
長野市	下水道事業会計	— (20.00)
長野市	病院事業会計	— (20.00)
長野市	戸隠観光施設事業会計	— (20.00)
長野市	飯綱高原スキ一湯事業特別会計	— (20.00)
長野市	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	— (20.00)
長野市	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
長野市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
長野市	戸隠下水道事業特別会計	— (20.00)
長野市	鬼無里下水道事業特別会計	— (20.00)
長野市	産業団地事業会計	— (20.00)
松本市	水道事業会計	— (20.00)
松本市	下水道事業会計	— (20.00)
松本市	会田病院事業会計	— (20.00)
松本市	上高地観光施設事業会計	11.5 (20.00)
松本市	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
松本市	公設地方卸売市場特別会計	— (20.00)
松本市	地域排水施設事業特別会計	— (20.00)
松本市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
松本市	松本城特別会計	— (20.00)
松本市	奈川観光施設事業特別会計	— (20.00)
松本市	いがやスキ一湯事業特別会計	— (20.00)
松本市	新松本臨空産業団地建設事業特別会計	— (20.00)
上田市	上田市産院事業会計	— (20.00)
上田市	上田市真田有線放送電話事業会計	— (20.00)
上田市	上田市水道事業会計	— (20.00)
上田市	上田市公共下水道事業会計	— (20.00)
上田市	上田市農業集落排水事業会計	— (20.00)
上田市	上田市市街地再開発事業特別会計	— (20.00)
岡谷市	水道事業会計	— (20.00)
岡谷市	病院事業会計	— (20.00)
岡谷市	下水道事業会計	— (20.00)
岡谷市	温泉事業特別会計	— (20.00)
飯田市	水道事業会計	— (20.00)
飯田市	病院事業会計	— (20.00)
飯田市	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
飯田市	地方卸売市場事業特別会計	— (20.00)
飯田市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
飯田市	下水道事業特別会計	— (20.00)
飯田市	上村しらびそ高原観光事業特別会計	— (20.00)
諏訪市	水道温泉事業会計	— (20.00)
諏訪市	公設地方卸売市場事業特別会計	— (20.00)
諏訪市	下水道事業特別会計	— (20.00)
諏訪市	霧ヶ峰リフト事業特別会計	— (20.00)
須坂市	水道事業会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
須坂市	峰の原水道事業特別会計	— (20.00)
須坂市	下水道事業特別会計	— (20.00)
須坂市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
須坂市	宅地造成事業会計	— (20.00)
小諸市	小諸市水道事業会計	— (20.00)
小諸市	小諸公園事業特別会計	— (20.00)
小諸市	小諸市公共下水道事業特別会計	— (20.00)
小諸市	小諸市農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
伊那市	水道事業会計	— (20.00)
伊那市	下水道事業会計	— (20.00)
伊那市	自動車運送事業会計	— (20.00)
伊那市	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
駒ヶ根市	水道事業会計	— (20.00)
駒ヶ根市	公共下水道事業会計	— (20.00)
駒ヶ根市	中沢東部簡易水道特別会計	— (20.00)
駒ヶ根市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
駒ヶ根市	公設地方卸売市場特別会計	— (20.00)
駒ヶ根市	駒ヶ根高原別荘地特別会計	— (20.00)
駒ヶ根市	特定公共下水道特別会計	— (20.00)
中野市	水道事業会計	— (20.00)
中野市	下水道事業特別会計	— (20.00)
中野市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
大町市	水道事業会計	— (20.00)
大町市	温泉引湯事業会計	— (20.00)
大町市	病院事業会計	— (20.00)
大町市	公共下水道特別会計	— (20.00)
大町市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
大町市	公営簡易水道事業特別会計	— (20.00)
飯山市	飯山市水道事業会計	— (20.00)
飯山市	飯山市簡易水道等特別会計	— (20.00)
飯山市	飯山市公共下水道事業特別会計	— (20.00)
飯山市	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
飯山市	飯山市農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
茅野市	水道事業会計	— (20.00)
茅野市	下水道事業会計	— (20.00)
茅野市	国民健康保険診療所特別会計	— (20.00)
塩尻市	水道事業会計	— (20.00)
塩尻市	下水道事業会計	— (20.00)
塩尻市	農業集落排水事業会計	— (20.00)
塩尻市	駐車場事業会計	— (20.00)
塩尻市	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
佐久市	佐久市国保浅間総合病院事業特別会計	— (20.00)
佐久市	佐久市公共下水道事業特別会計	— (20.00)
佐久市	佐久市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
佐久市	佐久市農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
千曲市	八幡水道事業会計	— (20.00)
千曲市	下水道事業会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
千 曲 市	稲荷山水道特別会計	— (20.00)
千 曲 市	戸倉温泉施設事業特別会計	— (20.00)
東 御 市	東御市水道事業会計	— (20.00)
東 御 市	東御市下水道事業会計	— (20.00)
東 御 市	東御市病院事業会計	— (20.00)
安 曇 野 市	水道事業会計	— (20.00)
安 曇 野 市	宿舎事業会計	— (20.00)
安 曇 野 市	下水道事業特別会計	— (20.00)
安 曇 野 市	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
安 曇 野 市	市営保養施設特別会計	— (20.00)
安 曇 野 市	産業団地造成事業特別会計	— (20.00)
小 海 町	水道事業特別会計	— (20.00)
小 海 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
川 上 村	川上村営水道事業特別会計	— (20.00)
川 上 村	川上村下水道事業特別会計	— (20.00)
南 牧 村	村営水道事業特別会計	— (20.00)
南 牧 村	下水道事業特別会計	— (20.00)
南 牧 村	宅地造成事業特別会計	— (20.00)
南 相 木 村	簡易水道事業会計	— (20.00)
南 相 木 村	宅地造成事業会計	— (20.00)
北 相 木 村	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
佐 久 穂 町	佐久穂町病院事業会計	— (20.00)
佐 久 穂 町	佐久穂町簡易水道事業特別会計	— (20.00)
佐 久 穂 町	佐久穂町農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
佐 久 穂 町	佐久穂町索道事業特別会計	— (20.00)
佐 久 穂 町	佐久穂町住宅地造成事業特別会計	— (20.00)
軽 井 沢 町	軽井沢町水道事業会計	— (20.00)
軽 井 沢 町	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計	— (20.00)
軽 井 沢 町	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
軽 井 沢 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
御 代 田 町	御代田町公共下水道事業特別会計	— (20.00)
御 代 田 町	御代田町農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
御 代 田 町	御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計	— (20.00)
御 代 田 町	小沼地区簡易水道事業特別会計	— (20.00)
御 代 田 町	御代田町簡易水道事業特別会計	— (20.00)
立 科 町	立科町水道事業会計	— (20.00)
立 科 町	立科町索道事業会計	— (20.00)
立 科 町	下水道事業特別会計	— (20.00)
青 木 村	青木村簡易水道特別会計	— (20.00)
青 木 村	青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
長 和 町	水道特別会計	— (20.00)
長 和 町	特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
長 和 町	簡易排水施設特別会計	— (20.00)
長 和 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
長 和 町	観光施設事業特別会計	— (20.00)
下 諏 訪 町	水道事業会計	— (20.00)
下 諏 訪 町	下水道事業特別会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
下 諏 訪 町	温泉事業特別会計	— (20.00)
富 士 見 町	富士見町水道事業会計	— (20.00)
富 士 見 町	富士見町下水道事業会計	— (20.00)
富 士 見 町	富士見町観光施設貸付事業特別会計	— (20.00)
原 村	水道事業会計	— (20.00)
原 村	下水道事業会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町上水道特別会計	— (20.00)
辰 野 町	町立辰野総合病院特別会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町簡易水道特別会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町小野簡易水道特別会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町公共下水道特別会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町特定環境保全公共下水道特別会計	— (20.00)
辰 野 町	辰野町農業集落排水処理施設特別会計	— (20.00)
箕 輪 町	水道事業会計	— (20.00)
箕 輪 町	農業集落排水処理施設特別会計	— (20.00)
箕 輪 町	公共下水道特別会計	— (20.00)
飯 島 町	水道事業会計	— (20.00)
飯 島 町	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
飯 島 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
南 箕 輪 村	水道事業会計	— (20.00)
南 箕 輪 村	下水道事業会計	— (20.00)
中 川 村	水道事業会計	— (20.00)
中 川 村	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
中 川 村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
宮 田 村	水道事業会計	— (20.00)
宮 田 村	下水道事業会計	— (20.00)
松 川 町	水道事業会計	— (20.00)
松 川 町	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
松 川 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
松 川 町	保養宿泊施設事業特別会計	— (20.00)
高 森 町	水道事業会計	— (20.00)
高 森 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
高 森 町	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
阿 南 町	阿南町水道特別会計	— (20.00)
阿 南 町	阿南町下水道特別会計	— (20.00)
阿 智 村	水道事業特別会計	— (20.00)
阿 智 村	下水道事業特別会計	— (20.00)
阿 智 村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
平 谷 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
平 谷 村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
根 羽 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
根 羽 村	下水道特別会計	— (20.00)
下 條 村	下條村村営水道特別会計	— (20.00)
売 木 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
売 木 村	下水道事業特別会計	— (20.00)
天 龍 村	村営水道特別会計	— (20.00)
天 龍 村	村営下水道事業特別会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
泰 阜 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
喬 木 村	村営水道特別会計	— (20.00)
喬 木 村	下水道特別会計	— (20.00)
喬 木 村	農業集落排水特別会計	— (20.00)
豊 丘 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
豊 丘 村	下水道事業特別会計	— (20.00)
大 鹿 村	村営水道特別会計	— (20.00)
上 松 町	水道事業会計	— (20.00)
上 松 町	公共下水道特別会計	— (20.00)
南 木 曾 町	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
南 木 曾 町	下水道事業特別会計	— (20.00)
南 木 曾 町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
南 木 曾 町	浄化槽市町村整備推進事業特別会計	— (20.00)
木 祖 村	木祖村営水道特別会計	— (20.00)
木 祖 村	木祖村公共下水道事業特別会計	— (20.00)
木 祖 村	木祖村農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
王 滝 村	公営企業観光施設事業会計	— (20.00)
王 滝 村	特別会計村営水道事業費	— (20.00)
王 滝 村	特別会計おんたけ高原簡易水道事業費	— (20.00)
王 滝 村	特別会計農業集落排水事業費	— (20.00)
王 滝 村	特別会計簡易排水事業費	— (20.00)
王 滝 村	特別会計宅地造成分譲事業費	— (20.00)
大 桑 村	村営水道事業特別会計	— (20.00)
大 桑 村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
大 桑 村	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
木 曾 町	水道事業会計	— (20.00)
木 曾 町	簡易水道等特別会計	— (20.00)
木 曾 町	公共下水道特別会計	— (20.00)
木 曾 町	集落排水等特別会計	— (20.00)
木 曾 町	スキ一場特別会計	— (20.00)
麻 績 村	麻績村水道事業特別会計	— (20.00)
麻 績 村	麻績村下水道事業特別会計	— (20.00)
麻 績 村	麻績村住宅団地分譲事業特別会計	— (20.00)
麻 績 村	麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計	— (20.00)
生 坂 村	簡易水道特別会計	— (20.00)
生 坂 村	農業集落排水特別会計	— (20.00)
生 坂 村	福祉センター特別会計	— (20.00)
松本市(旧波田町)	波田町水道事業会計	— (20.00)
松本市(旧波田町)	波田総合病院事業会計	— (20.00)
松本市(旧波田町)	波田町簡易水道事業特別会計	— (20.00)
松本市(旧波田町)	波田町公共下水道事業特別会計	— (20.00)
山 形 村	水道事業会計	— (20.00)
山 形 村	清水高原簡易水道特別会計	— (20.00)
山 形 村	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
朝 日 村	朝日村簡易水道特別会計	— (20.00)
朝 日 村	朝日村下水道特別会計	— (20.00)
朝 日 村	あさひプライムスキ一場事業特別会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
筑北村	筑北村簡易水道事業特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村集落排水事業特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村合併浄化槽事業特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村とくら温泉施設特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村差切峡温泉施設特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村冠着温泉施設特別会計	— (20.00)
筑北村	筑北村宅地造成事業特別会計	— (20.00)
池田町	水道事業会計	— (20.00)
池田町	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
池田町	下水道事業特別会計	— (20.00)
松川村	水道事業会計	— (20.00)
松川村	特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
白馬村	水道事業会計	— (20.00)
白馬村	下水事業特別会計	— (20.00)
白馬村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
小谷村	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
小谷村	公共下水道事業特別会計	— (20.00)
小谷村	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
坂城町	坂城町下水道事業特別会計	— (20.00)
小布施町	水道事業会計	— (20.00)
小布施町	下水道事業特別会計	— (20.00)
小布施町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
高山村	上水道事業会計	— (20.00)
高山村	水道事業特別会計	— (20.00)
高山村	下水道事業特別会計	— (20.00)
高山村	温泉開発事業特別会計	— (20.00)
山ノ内町	山ノ内町水道事業会計	— (20.00)
山ノ内町	山ノ内町公共下水道事業特別会計	— (20.00)
山ノ内町	山ノ内町農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
木島平村	木島平村水道事業会計	— (20.00)
木島平村	木島平村高社簡易水道特別会計	— (20.00)
木島平村	木島平村下水道特別会計	— (20.00)
木島平村	木島平村農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
野沢温泉村	水道事業会計	— (20.00)
野沢温泉村	観光施設事業会計	— (20.00)
野沢温泉村	下水道特別会計	— (20.00)
野沢温泉村	上ノ平高原簡易水道特別会計	— (20.00)
長野市(旧信州新町)	簡易水道事業会計	— (20.00)
長野市(旧信州新町)	保養センター事業会計	— (20.00)
長野市(旧信州新町)	下水道事業特別会計	— (20.00)
長野市(旧信州新町)	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
信濃町	信濃町水道事業会計	— (20.00)
信濃町	信濃町立病院事業会計	— (20.00)
信濃町	信濃町水道事業特別会計	— (20.00)
信濃町	信濃町下水道事業特別会計	— (20.00)
信濃町	信濃町農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
信濃町	信濃町特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率
信濃町	信濃町個別排水処理施設整備事業特別会計	— (20.00)
小川村	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
小川村	下水道事業特別会計	— (20.00)
長野市(旧中条村)	簡易水道事業特別会計	— (20.00)
長野市(旧中条村)	下水道事業特別会計	— (20.00)
飯綱町	水道事業会計	— (20.00)
飯綱町	病院事業会計	— (20.00)
飯綱町	農業集落排水事業特別会計	— (20.00)
飯綱町	飯綱公共下水道事業特別会計	— (20.00)
栄村	簡易水道特別会計	— (20.00)
栄村	農業集落排水特別会計	— (20.00)
栄村	生活排水処理特別会計	— (20.00)
栄村	スキー場特別会計	— (20.00)
川西保健衛生施設組合	茂田井特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (20.00)
小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合会計	— (20.00)
佐久水道企業団	佐久水道企業団水道事業会計	— (20.00)
浅麓水道企業団	浅麓水道企業団水道事業会計	— (20.00)
両小野国保病院組合	両小野国保病院事業会計	— (20.00)
伊那中央行政組合	伊那中央病院事業会計	— (20.00)
美ヶ原地域行政事務組合	美ヶ原地域行政事務組合一般会計	— (20.00)
伊南行政組合	伊南行政組合昭和伊南総合病院事業会計	3.5 (20.00)
湖北行政事務組合	水道用水供給事業会計	— (20.00)
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合病院事業会計	— (20.00)
佐久広域連合	佐久広域食肉流通センター特別会計	— (20.00)
南佐久環境衛生組合	南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計	— (20.00)
木曾広域連合	一般会計(下水道)	— (20.00)
依田窪医療福祉事務組合	依田窪病院事業会計	— (20.00)
松本西部広域施設組合	電気事業特別会計	— (20.00)
高瀬広域水道企業団	用水供給事業会計	— (20.00)
白樺湖下水道組合	白樺湖下水道組合一般会計	— (20.00)

※ 資金不足比率の()は、経営健全化基準

※ 数値は、平成21年10月30日時点

健全化判断比率等の概要

1 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合

◆ 算式

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（ 繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額 ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計
繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額
標準財政規模：当該団体における標準的な一般財源の規模
(標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	11.25%～15%	20%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

2 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する地方公共団体のすべての会計における実質赤字の割合

◆ 算式

$$\frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロー－ハーニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計
ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計
ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計
ニ：資金余剰額を生じた公営企業会計における資金の余剰額の計

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
連 結 実 質 赤 字 比 率	16.25%～20%	30%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

3 実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の割合の3ヵ年平均

◆ 算 式

$$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{イ} + \text{ロ})}{\text{標準財政規模} - \text{口}} \times 100 \quad (\text{3カ年平均})$$

イ：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費の額））

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金

- ① 繰上償還を行ったもの
- ② 借換債を財源として償還を行ったもの
- ③ 満期一括償還地方債の元金償還金
- ④ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」

- ① 満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ② 公営企業債の償還金の財源に充てられた一般会計等から一般会計等以外への繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤ 一時借入金の利子

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25%	35%

4 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{① 将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{② 充当可能基金額} \\ + \text{③ 特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費の額}} \times 100$$

（実質公債費比率の分母と同じ）

① 将来負担額

- イ 一般会計等の当該年度末地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入相当額
- ニ 地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人（公社、三セク）の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

② 充当可能基金額

災害救助基金、介護保険安定化基金、財産区に係る基金以外の基金に属する財産のうち、現金、預金、国債、地方債等、換金性や流動性の高いものの額

③ 特定財源見込額

将来負担額のイ～ニに充当先がある特定の歳入の見込額

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体となる（財政再生の基準はない）

	早期健全化基準
将来負担比率	350%

5 資金不足比率

各公営企業における事業規模に対する資金の不足額の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

① 法適用企業（地方公営企業法を適用する公営企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

② 法非適用企業（地方公営企業法を適用しない公営企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

○事業の規模

① 法適用企業

営業収益の額－受託工事収益の額

② 法非適用企業

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

○ 以下の基準以上となると、経営健全化団体となる

	経営健全化基準
資金不足比率	20%

6 財政再生基準等の適用等

平成 21 年 4 月 1 日から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行となり、今年度からは健全化判断比率及び資金不足比率（平成 20 年度決算に基づく比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画等の策定が必要となりました。